

令和5年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第3回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和5年7月28日(金) 15:00 ~ 16:30

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)
大坪 知弘
大坪 稔
高田 亜朱華
平井 佐和子
丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 4人(定数5人)
小陳 武志
長嶋 良昭
野中 篤志
松本 茜

【使用者代表委員】 5人(定数5人)
伊藤 優子
中村 年孝
初田 寿
松本 恭子
吉岡 秀樹

【福岡労働局】 小野寺 労働局長
田村 労働基準部長
諏訪田 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 福岡県最低賃金について

- ア 福岡県最低賃金専門部会について
- イ 福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について
- ウ 福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について
- エ 中央最低賃金審議会の状況について
- オ 最低賃金改正審議について

(2) 福岡県特定最低賃金について

- ア 令和5年度特定最低賃金改正決定申出状況について
- イ 福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

ウ 福岡県特定最低賃金関係労使意見聴取実施要領案について

(3) その他

5 審議内容

会 長 定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度第3回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。
なお、本審議会は、公開としております。
本日の委員の出欠について、事務局から報告をお願いいたします。

賃金指導官 本日は、労働者代表委員の河村委員が欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数としては満たしており、本審議会は成立していることをご報告します。

会 長 さて、本日の議事録の署名ですが、
労働者代表委員 野中委員
使用者代表委員 初田委員
をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

野中委員
初田委員

(承諾)

会 長 ありがとうございます。
では、よろしく申し上げます。
これから議事に入ります。
本日の議事は、大きく区分して、「福岡県最低賃金」と「福岡県特定最低賃金」の双方に関するものとなっております。
まず先に、福岡県最低賃金に関する議事から進めてまいります。
では、議事(1)アの「福岡県最低賃金専門部会について」ですが、始めに、事務局から専門部会委員の選任状況について説明をお願いいたします。

賃金指導官

(専門部会委員選任状況を説明)

会 長

さて、ここで私から専門部会の審議にかかわりまして、本審委員の皆様にご確認させていただきたいことがございます。

最低賃金審議会令第6条第7項には、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする。」と規定されております。当審議会におきましては、従来から、「専門部会が任務を終了したと

きには、専門部会を廃止する。」という取扱いを慣例としておりました。

今年度におきましても、専門部会が任務を終了したときには、専門部会を廃止するという取扱いでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

会 長

それでは、異議がないようですので、今年度につきましても、専門部会は部会としての任務が終了したときに廃止することにいたします。

次に議事(1)イの「福岡県最低賃金決定要素に係る追加資料説明について」事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官
賃金室長

資料目次(その1)No.4 生活保護と最低賃金(厚生労働省・福岡労働局)
資料目次(その1)No.5 令和5年賃金改定状況調査結果(厚生労働省)
資料目次(その1)No.7 賃金分布に関する資料
資料目次(その1)No.8 福岡県最低賃金額 未満率・影響率の推移(過去5年間)
資料目次(その1)No.9 月例経済報告【令和5年7月】(内閣府)
(その他) 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業
実施状況

副主任監督官

資料目次(その1)No.6 令和5年福岡県賃金実態調査結果(福岡労働局)
に基づき説明。

会 長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問等はございますか。

初 田 委 員

ひとつよろしいでしょうか。

会 長

はい、どうぞ。

初 田 委 員

生活保護と最低賃金の比較のところなのですが、要するに、これは生活保護の方が高いということでしょうか。

賃金指導官

これは逆に生活保護の方が低いということになります。

初 田 委 員

逆なのですね。

これは年度別に見るとどのような状況ですか。

賃金指導官

まずは、最低賃金法上に最低賃金と生活保護の比較をするという条文がございまして、それを根拠として今回も比較をさせていただいております。条文を基に

平成 20 年から比較しておりますが、徐々に生活保護より最低賃金の方が高いという傾向が強くなっております。

初田委員

分かりました。

もう一点、未満率のところですが、要するに、これは最低賃金に達していないというところなのではのでしょうか、このことについてはどういう対応をされるのでしょうか。

賃金室長

当然ながら、未満率につきましては、最低賃金を下回っている状況ということになります。このことにつきましては、一部法律上認められた除外の手続きを取っているところもあるのですが、基本的には調査に正直に答えていただいた中で、最低賃金を下回っていることが認められた方の割合ということになりますので、当然、私共としては指導を行っていく対象となります。

初田委員

分かりました。

ありがとうございます。

会長

若干補足をさせていただきますと、生活保護のところは、かつて生活保護基準の方が最低賃金より高いということが逆転現象と言われていました。そのことを解消するために法律が改正されたのち、近年においては最低賃金額の方が上回っているという傾向が、10年位続いているという状況です。

そして、未満率のところはご説明がありましたように、例えば障がいがある方等の最低賃金の減額特例の許可を受ける方が一部いらっしゃることで、それから、調査対象の中で違反が見受けられる事象があったとしても、この調査自体は、調査を目的として行われるものですから、監督指導をされるというのは別の場面でされるということになっています。調査と罰則を加えるかどうかというのは、別の話ということで、私は伺っております。

そういうことでよろしいでしょうか。

賃金室長

はい。

会長

ほかに何かございませんでしょうか。

各委員

(なし)

会長

それでは、ご質問等がないようですので進めさせていただきます。

次に議事(1)ウの「福岡県最低賃金の改正決定に関する関係労使等からの意見について」です。

労働者側、使用者側の意見を広く求める旨での公示が7月20日までの間、行われておりました。この間、複数の意見書等が提出されておりますので、各意見書等の概要につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

【福岡県最低賃金（意見書）】

資料目次(その2)No.1-1 2023年（令和5年）最低賃金改定に関する意見書
（福岡県労働組合総連合）

資料目次(その2)No.1-2 最低賃金の改定に関する意見書
（平和・労働・人権北九州共闘センター）

資料目次(その2)No.3-1 最低賃金の改定に関する意見書（福岡県）

資料目次(その2)No.3-2 中小企業への支援策を拡充しながら労働者の生活を
支えて経済を活性化するために、最低賃金額の大幅
な引上げを求める会長声明 （福岡県弁護士会）

に基づき説明。

会長

ありがとうございます。

ただいま事務局より説明がありました各意見書等につきまして、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

各委員

（異議なし）

会長

福岡県最低賃金の改正決定に関する意見につきまして、当審議会としましては、ただいまの各意見書等に加えまして、前回の審議会において意見の聴取をしてきたところでございます。

特に、本日頂きました各意見書等につきましては、ご意見を真摯に受け止め、専門部会での改正審議の参考として活用していきたいと思っております。

そういったところでよろしいでしょうか。

各委員

（異議なし）

会長

ありがとうございます。

それでは、次の議事に移ります。（1）エ「中央最低賃金審議会の状況について」、事務局より説明をお願いいたします。

賃金室長

事務局からご説明いたします。

一昨日の7月26日に、中央最低賃金審議会の目安小委員会にて、目安がまとまるという予定でしたが、当日はまとまりませんでした。

働生産性を上げなければならない、一生懸命働いてもどうせ賃金は上がらないという状況から、一生懸命働けば賃金が上がっていき、労働生産性の向上も図られて、良いサイクルができていくというところを目指していかなければならないということ踏まえた上で、私達も春季生活闘争に取り組んできたところです。

その結果については、2ページから載せております。この資料は、既に審議会の中でもご紹介いただいておりますので、簡単に触れるのですが、この間、比較できる中では非常に高い水準になっております。ただ、あまり表には打ち出しておりませんが、業種によっては非常に厳しかった、正直、組合員の期待は非常に高かったのにそれに応えられなかったという声も聞いておりますし、企業規模からも格差が広がるということになって、色々な課題がある結果ではありましたが、総じて言いますと、一番下の赤線が引いてありますように、比較できる中では最も高い水準という結果になっております。

3ページはその内訳ですので、ご覧いただきたいと思います。4ページは全国集計を載せておりまして、こちらの方も赤線を引いていますように比較可能などころでは最も高い引き上げになっているということと、特に一番下の赤線の部分ですが、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額は時給52.78円、率で言うと5.01パーセントと、かなり高い数字になっておりまして、賃金水準があまり高くはない、あるいは労働移動がかなり行われるような労働者等で、最低賃金、あるいはその近傍で働く労働者で、高い数値が出ているというところについては着目すべきではないかと思っております。

その結果を受けた5ページ上段の文章が、連合での春闘のまとめということで、労使が、中長期的視点を持って粘り強くかつ真摯に交渉した結果であり、未来につながる転換点となり得るといふ、好循環のスタートラインには着けたのではないかと思います。ただし、中段に課題を書いていますけれど、実質賃金が継続的に上昇しなければいけないということ、それから、適正な価格転嫁が進んでいない状況が見受けられるので、そういった環境を作っていくことが必要であるということも書かれています。下段には日銀総裁の展望ということで、こちらも賃上げの状況を受けて、好循環を継続していくことが必要であるというコメントを繰り返していきまして、経営者団体のコメントなどは資料に載せていませんが、今年の賃上げの評価としては、概ね共通するところだろうと思っております。

6ページと7ページは、目安の資料で皆さんもご覧になっていると思いますが、物価が非常に上昇しております。特に、生活必需品等を中心に上がっており、先ほど、物価が適度に上がっていった賃金もそれに伴い上がっていくことが好循環と申しましたが、今の物価の上昇は、円安や原材料費高騰による外的要因によるものということで、非常に悪い値上げの状況になっていると思っております。こういう状況の中で、最低賃金、あるいはその近傍で働く労働者にとっては大変厳しい状況になっております。それに対しては、セーフティネットとしての機能が発揮される適正な水準に引き上げていくことが必要であろうと思ってお

ります。

8 ページに、最近の新聞で目についた見出しを取り上げております。まず一番に、非常に大事な実質賃金については、減少ということで、本文の方は載せておりませんが、この段階で 14 か月連続の減少ということで、やはり物価の上昇に賃金が追いついていない状況、あるいは、最低賃金の伸びが世界に見劣りということで、物価高への耐性が弱いという課題があります。片や 3 つ目は、サービス価格が上昇に転換しているということで、去年はこの時期に、サービス価格は上がらないという報道がされていまして、モノの値段は上がっているが、サービスの値段は上がらないという状況から、サービス価格というのはほぼコストが人件費ですから、今年は一定額の人件費が上がって、それからコストに転換するという状況も生まれつつあることなど、賃上げは広まっているものの、まだまだ厳しい状況ということで、この状況の中で、最賃の引上げが取り残されてはならないと思っています。

資料には出していませんが、一つ申し上げておきたいのが、政府が物価上昇を抑える対策ということで、電気ガス価格激変緩和対策を行っているから、今は何とか一定程度物価高を抑えられています、9 月までに終了する予定ということで、10 月以降の物価については、非常に懸念されるということと、8 ページの下段に、これはコロナ禍前の古いデータしか見つけられなかったのですが、正社員以外の労働者で主な収入源が自分自身の収入である人が相当な割合でいらっしゃるという実態、そういった方達にとって、今の物価状況は非常に厳しいということで認識をしておく必要があるのだろうと思っています。

9 ページ目からは、最賃についてということで、日本の最賃の水準が低いということもご案内のとおりでございまして、上段は実額の比較なのですが、最賃の水準を比較するに当たって、フルタイム労働者の賃金の中央値に対する比率というのが、最賃の水準を見る場合に一番必要だということで、下段にグラフを載せていますが、やはり非常に低い水準であるというところであります。

そういった、日本の最賃全体が低い水準である中で、10 ページには福岡県の最賃が低い水準にあって、しかも、さらに上位の都道府県との格差が、率でも額でも広がっているということがグラフにも表れています。そういった結果として、グラフの下表ですけれども、福岡県の短時間労働者の賃金というのは、令和 2 年は 38 位ということで、びっくりしましたが、今は 23 位ということで、非常に低い実態があり、これは最賃が低いことと、賃金水準が低いということで相関関係もあると思うのですが、そういった実態に置かれているというところです。下の黒囲いに書いていますけれども、福岡県の最賃 900 円で 2,000 時間働いたとしても 180 万円、手取りではなく、2,000 時間という、休まずに働いてこの金額ということについては、きちっと押さえておく必要があります。生計費を賄う水準が必要であると思っています。

まだ、目安が出ていないということなので、何とも言いようがありませんが、

一定水準の目安が出されるであろうという議論がされている状況ではありますけれど、それと併せて、福岡県としては地域間格差の課題というものをしっかりと議論をしていかなければならないと考えております。

11 ページ、こちらもこの間ずっと出している資料ではありますけれど、弁護士会の意見書などでも触れられていましたが、地域別最賃と、若年層の転入、転出の相関性が高いということで、オレンジのラインが最賃の水準で、水色のラインが転入超過率ということですが、実際に超過になっているのは左のAランクのところだけで、後は転出超過になっているということです。福岡県は若干高いのですけれど、それでもマイナスというところです。

今は、本当に人手不足で、労働者を奪い合うという状況になっている中で、元気な地域を維持していくためにも無視できない現象ではないかなと思います。福岡という地域がどうあるべきということについても観点に置いておくべきではないかと思っております。

12 ページの資料、こちらもこの間と言いますか、かつての審議会の中で議論された経過があったと聞く中で、私も資料を出していますけれど、福岡県の経済規模から見て、最賃の水準が低すぎるのではないかとということで、経済規模が近いところを並べて、最賃額では8位から11位の県を並べて、経済規模でいうとほぼ一緒のところとの比較です。今回、新しくこの表に入れたのが5列目の連合LWと書いていますが、リビングウェイジという、連合として単身世帯で生計を立てていくために必要な時給額を都道府県別に算定しているもので、後ほど、少し説明をさせていただきますけれど、これを見ると、同じ経済規模の自治体では大体一緒位なのです。だから、これ位の水準が必要なのだろうと思います。これは実態に基づき算出した生計費ですので、では、なぜ福岡県の最賃が低いのかということは、これも去年からしつこく出していますけれど、福岡県がずっとCランクに位置付けられて、毎年審議が行われた結果、低い改定額で抑えられて、それが積み重なってきたのが、今の福岡県の最賃の水準が低い理由だと思います。ではなぜ、福岡県がCランクだったのか、今回3ランクへの見直しにより、Bランクになりましたが、ランクを決める指数、この資料にも載っていますけれど、今回載せているのは直近のランクの見直しをする時に使われた指標の順位を出していますけれど、赤字の事業従事者1人当たり付加価値額というのは、福岡県は大体上の方にランクされているのに、下段の青字のところ、給与水準が低いということによって、結局は低いランクに位置付けられている、それが結果として、最賃の低い改定額につながっており、最賃が低いから賃金水準が上がらない、賃金水準が上がらないからランクが上がらず、最賃が低いままという悪循環に福岡県も陥っているというところで、そのままでいいのかなということ、また、労働者の視点でおかしな現象ではないかということも、ずっと申し上げてきたところです。

13 ページに、先ほど少しお話ししました、連合リビングウェイジの説明を載せ

ています。現在の、中央の目安審議の状況を色々伝え聞く中で、当然、最賃を決定する三要素を総合的に見て、議論をされているようですけれど、ただ、今年は物価高騰があるので、生計費を重視して議論をしていこうというのはそれなりに三者の中で共有されて議論がされているという中で、私共としては、是非、生計費を重視した議論が必要だと考えます。データに基づいたリビングウェイジというものがありますので、その水準を目指す議論をしていきたいと思っております。連合リビングウェイジというのは、13 ページの方に簡単に書いてありますけれど、さいたま市をモデルとして、マーケット・バスケット方式、こちらは 14 ページの方にこのような費目を実際に調査して、さいたま市での生計費を賄うために必要な賃金水準を計算して、13 ページに戻りますが、小売物価統計調査の指数や住宅・土地統計調査の数値等を各都道府県の状況から算定し、必要な賃金額を算定しているというものです。

調査は、昔は 5 年置きに行おうとしていたのですが、5 年置きだと状況が変わりすぎるので、今は 4 年置き位に行おうとなっていて、直近は 2021 年に本格調査を行って、去年、2022 年にどの位物価が上がったのか、簡易改定というのを行いました。簡易改定というのは、昨年から今年にかけて、どの位物価の水準が上がったのか、前回の調査に反映させたもので、15 ページに結果の表が載っております。福岡県には赤い線を引いていますが、1,050 円ですので、私達としては、生計費を重視するという最賃の議論の中で、一定のデータに基づく 1,050 円という額を目指していくべきだと考えております。

ただ、900 円から一気に 1,050 円というのは難しいのではないかと、例えばですが、次期改定が 2025 年に予定されていますので、3 年間の最賃改定の機会がありますので、50 円ずつ 3 回上げていけば何とか追い付けると思っております。

ただ、リビングウェイジというのは、今年も物価が上がっていますので、このままで良いのか、上げなければいけないということもありうると思えます。そうなると、また目標値が高くなっていくというものでもありますが、当面は私達の持っているデータとして、こういった数字を目指していくべきではないかということをお話しさせていただきたいと思えます。

最後に、最賃の議論を審議会で行っていくに当たって、とりわけ影響を受ける中小企業への対応ができる環境整備が必要だと考えておまして、国や県が支援を充実させていくことが必要だと思いますが、併せて、価格転嫁が適正に行われるような環境づくりというのが、非常に大事なテーマだと思っております。

16 ページの上段に書いておりますように、この間、特に公正取引の課題につきましては、商工会議所さん等に長年取り組んできていただいて、そして、今回は、福岡県がかなりリーダーシップを発揮して協定の締結なども行われていますが、さらに、実効性のある取組に繋げていかなければならないと思っております。16 ページの下段から 17 ページにかけては、直近の調査状況を抜粋していますが、まだまだ課題がある状況ですので、最賃をいくら上げられるかという議論をして

いくとともに、審議会の中でも、取引の適正化の推進に向けたメッセージなども発信していくべきではないかと思っておりますので、そういった議論もお願いしたいというところも申し上げまして、労働者代表委員としての意見とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。
 それでは、次に使用者側からお願いいたします。

中 村 委 員 使用者側委員の中村でございます。

私の方から、使用者側の基本的な考え方等を述べさせていただきます。

まず始めに、企業を取り巻く環境について申し上げます。足元の物価動向につきましては、全国の2023年5月消費者物価指数、こちらは持ち家の帰属家賃を除く総合指数ですが、そちらが前年同月比でプラス3.8パーセントと高い数字で推移しておりますし、福岡市におきましてもプラス3.6パーセント、北九州市においてはプラス3.7パーセントとなっております。

一方、同月の国内物価指数につきましては、前年同月比プラス5.2パーセントということで、消費者物価指数より高い水準になります。また、中小企業の影響につきましては、中小企業庁が中小企業景況調査というのを出しています。福岡県を含む九州・沖縄地区の2023年4-6月期の業況判断DIは、前期比で1.3ポイント増と上昇はしておりますけれど、マイナス7.2ポイントと、まだマイナス圏で推移しております。さらに、日本銀行の企業短期経済観測調査、日銀短観でございますけれど、2023年6月九州・沖縄地区の中小企業の業況判断を見ますと、全産業では、前回の3月調査から、2ポイント改善しております、プラス18ポイントとなっておりますけれど、先行きにつきましては、2ポイント下がって16ポイントとなっているうえ、非製造業においては4ポイント下がっている状況です。

次に、労働需給の状況でございますけれど、先ほどの中小企業景況調査によりますと、九州・沖縄地区の従業員過不足DIは、全産業で前期より、0.2ポイント減のマイナス24.2ポイントと、2期ぶりに低下しております。また、産業別に見ますと、建設業、製造業で上昇し、サービス業、卸売業、小売業では低下しており、人手不足感が根強いものとなっております。

さて、今季の春季労使交渉は、福岡県におきましても中小企業を含めて、多くの企業が大幅な賃金引上げを実施しております。連合福岡の集計によりますと、全企業平均で賃上げ率3.67パーセントとなり、中小企業におきましても、3.42パーセントとなっております。ただし、労働需要の逼迫を背景といたしまして、人材確保、定着のために、業績が回復していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば、防衛的賃上げを行った中小企業が一定程度存在していることは、考

慮しなければなりません。

こうした環境を踏まえまして、今年度の審議に対する基本的な考え方を申し上げます。

昨年度の最低賃金は、より早期に全国加重平均 1,000 円以上を目指す政府方針や、近年にない物価上昇により生計費への影響等を勘案しまして、福岡県におきましても、プラス 30 円の 900 円、3.45 パーセントの大幅な引上げとなりました。

その結果、影響率は 17.7 パーセントとなり、労働分配率の高い中小企業の経営に与える影響は非常に大きなものとなりました。実際に最低賃金が負担になっていると感じている中小企業は、相当程度あり、今年度の最低賃金の引上げが更なる影響を与えることを忘れてはなりません。

地域別最低賃金は、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく、すべての労働者に、あまねく適用されます。つまり、先ほど申し上げました、最低賃金の引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を、十分に踏まえた審議をしていかなければならないと考えます。

一方、使用者側としましても、足元の物価上昇、春季労使交渉における賃金の引上げ状況、賃金改定状況調査の第 4 表の結果、人材確保定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は十分に理解しています。最低賃金の決定に当たっては、最低賃金法で定められている労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を考慮、つまり、第 4 表の賃金上昇率の結果を重視することが基本となります。その上で、エネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の状況など、中小企業が置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続と従業員の雇用維持の観点から審議を尽くさなければならぬと考えます。

そうした意味でも、慎重かつ十分な審議を行い、納得感のある引上げ額を決定していくべきことを、改めて主張いたします。

以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

ただいま労使双方から基本的な考え方をいただきましたけれど、こちらにつきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 それでは、福岡県最低賃金の具体的な審議につきましては、今後の専門部会において行うこととなります。

次に、福岡県特定最低賃金の審議に入りたいと思います。

議事(2)アの「令和 5 年度特定最低賃金改正決定申出状況について」です。事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官 [資料目次(その3)No.6 令和5年度 特定最低賃金改正決定申出状況
に基づき説明。]

会 長 ありがとうございます。
ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

各 委 員 (な し)

会 長 それでは、ないようでしたら、次に参りたいと思います。
次に議事(2)イの「福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(諮問)」です。
労働局長から諮問文を受けたいと思います。

賃金指導官 それでは、「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無」について、労働局長か
ら諮問をさせていただきます。

局 長 (会長あて諮問文交付)

事 務 局 (諮問文(写)を各委員に配付)

会 長 ただいま労働局長より諮問を受けましたので、事務局より諮問文を読み上げて
ください。

賃金指導官 (諮問文朗読)

会 長 ありがとうございます。
次に、議事(2)ウの「福岡県特定最低賃金関係労使意見聴取実施要領案につ
いて」です。
事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官 [資料目次(その3)No.7 令和5年度 最低賃金に関する関係労使意見聴取
実施要領(案)
【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】
に基づき、予定日時、発表者の推薦期限、意見書提出期限等を説明。]

会 長 ただいまの説明につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

各 委 員

(な し)

会 長

それでは、この案の内容で、8月22日の火曜日、第5回本審におきまして、意見聴取を行いたいと思います。
次に議事(3)の「その他」ですが、事務局から何かございませんでしょうか。

賃金指導官

特段ございません。

会 長

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。
大変お疲れ様でした。

署 名

公益代表委員

丸谷 浩介

労働者代表委員

野中 篤志

使用者代表委員

初田 寿